

東北防衛局達第3号

東北防衛局における契約履行中の航空機等の航空事故が発生した際の初動対処等に関する規則を次のように定める。

令和5年3月31日

東北防衛局長 市川 道夫

東北防衛局における契約履行中の航空機等の航空
事故が発生した際の初動対処等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、契約履行中の航空機等の航空事故調査及び報告等に関する事務要領について（装管調第20020号。令和4年12月14日。以下「長官通達」という。）第13条及び新造機の航空事故調査及び報告等について（装管調第20022号。令和4年12月14日）第3項の規定に基づき、東北防衛局における契約履行中の航空機等の航空事故が発生した際の初動対処等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 訓令 航空事故調査及び報告等に関する訓令（昭和 3 0 年防衛庁訓令第 3 5 号）をいう。

(2) 速報要領 緊急事態等が発生した際の速報について（防官文第 2 6 2 3 号。2 0 . 3 . 7。以下「速報通達」という。）及びその委任規定に基づき定められたものをいう。

(3) 航空事故 訓令第 2 条に規定する航空事故の範囲の事故をいう。

(4) 所長 長官通達第 2 条第 3 項に規定する補助者である郡山防衛事務所長をいう。

(5) 担当官室長 長官通達第 2 条第 4 号に規定する担当官室長をいう。

(6) 非常勤務等の達 東北防衛局における非常勤務等に関する達（平成 2 9 年東北防衛局達第 2 号）をいう。

(7) 当直員 東北防衛局当直員服務規則（平成 1 9 年東北防衛局達第 6 号。以下「当直員規則」という。）第

1 条に規定する当直員をいう。

（航空事故発生時の処置）

第 3 条 所長は、航空事故が発生した場合（航空事故が発生したおそれがある場合を含む。以下同じ。）、長官通達第 3 条第 1 項及び第 2 項の規定に掲げる事項について適切かつ確実に実施し、担当官室長へ通知する。

（航空事故速報）

第 4 条 所長は、航空事故の発生を認知したときは、長官通達第 4 条及び第 5 条の規定に基づき、次のとおり速報等を行う（別紙第 1 及び別紙第 2 参照）。

（1）速報要領に基づく速報（第一報）

ア 東北防衛局長（以下「局長」という。）、防衛大臣及び防衛副大臣の秘書官（必要に応じて防衛大臣政務官秘書官）、内閣総理大臣秘書官又は秘書官付並びに内閣官房内閣情報調査室（内閣情報集約センター）に速報を行うとともに、防衛装備庁プロジェクト管理部事業監理官（航空機担当）に速報を行う。

イ アの速報後、速やかに、防衛補佐官、総務課長、

地方調整課長及び報道官に速報を行う。

(2) 長官通達に基づく速報

長官通達第5条の規定に基づき、担当官室長に速報を行う。

(3) 部隊及び関係官公庁へ速報等

ア 事故機の所属部隊の長に対して速報を行う。

イ 必要に応じて、航空救難に関する訓令（昭和35年防衛庁訓令第56号）に基づく救難区域の区域指揮官、所轄の国土交通省航空局空港事務所の長、海上保安庁、警察及び消防等の関係官公庁に通報する。

2 当直員は、当直員規則第2条に規定する勤務時間において、非常勤務等の達第4条第2項の規定に関連する緊急事態等として、航空事故の発生を認知したときは、次のとおり速報等を行う。

(1) 直ちに所長に連絡して、その指示に従う。

なお、所長に連絡がつかない場合は、局長に直接連絡を行う。

(2) 所長等の指示を受け、第1項の規定に準じて速報等を行うとともに、防衛省中央当直に対しても速報を行う。

3 局長は、航空事故の発生の速報を受けたときは、速報通達の2(1)ウの規定により、直ちに防衛大臣及び防衛副大臣に対して速報を行うとともに、必要に応じて防衛大臣政務官に対して速報を行うものとする。

4 所長は、速報通達の3(1)の規定により、局長の了解を得た上で、必要に応じて地方公共団体等に対して通報を行うものとする。この場合において、所長は、事前に防衛装備庁プロジェクト管理部事業監理官(航空機担当)と連絡調整等を行うものとする。

5 前各項の速報等を行うに当たっては、次の事項に留意するものとする。

(1) 航空事故が発生した際の速報等は、「迅速が第一」を旨として、仮に断片的な情報であっても逐次速報等を行うものとし、また、内閣総理大臣秘書官等への速報については社会的影響を考慮するものとする。

(2) 第1項第1号に規定する防衛大臣及び防衛副大臣の秘書官（必要に応じて防衛大臣政務官秘書官）、内閣総理大臣秘書官又は秘書官付並びに内閣官房内閣情報調査室（内閣情報集約センター）に対する速報については、第二報以降、原則として防衛装備庁プロジェクト管理部事業監理官（航空機担当）を通じて行われるものとする。

（航空事故調査に関する事項）

第5条 長官通達第6条から第11条までに規定する航空事故調査に係る細部事項については、必要に応じて所長が別に定めるものとする。

（報道機関への対応）

第6条 東北防衛局に報道機関から航空事故に係る取材があった場合、所長は、長官通達第11条第4項に規定する防衛装備庁の広報活動に関する実施要領について（装官総第10号。27.10.1）に準じて、取材対応の内容を防衛装備庁長官官房総務官付広報・渉外班に対して通報する。

- 2 所長は、防衛装備庁との間において、報道機関への対応に係る応答要領の作成その他調整等について協力するものとする。

（事務所対策本部の設置）

第7条 所長は、航空事故の対処について必要があると認めたときは、局長の了解を得て、航空事故事務所対策本部（以下「事務所対策本部」という。）を設置することができる。

- 2 事務所対策本部の細部事項については、所長が別に定める。

（対策本部の設置等）

第8条 局長は、航空事故の対処について必要があると認めたときは、航空事故対策本部（以下「対策本部」という。）を設置するものとする。

ただし、この場合においては、対策本部の下に事務所対策本部を置くものとする。

- 2 対策本部においては、航空事故の処理に関する事務をつかさどる。

(本部長及び副本部長)

第9条 対策本部に、本部長及び副本部長を置く。

2 本部長は、局長をもって充てるものとし、対策本部の事務を総理する。

3 副本部長は、総務部長及び企画部長をもって充てるものとし、本部長を助け、対策本部の事務を掌理する。

(対策本部会議の開催)

第10条 本部長は、必要に応じ、対策本部会議（以下「本部会議」という。）を開催するものとする。

2 本部会議は、航空事故の処理に関する重要事案について協議するものとする。

3 本部会議は、局長、防衛補佐官、総務部長、企画部長、調達部長、企画部次長、調達部次長、総務課長、会計課長、地方調整課長、調達計画課長、報道官、地方協力確保室長及び所長をもって構成する。

4 本部長は、必要に応じて、指名した職員を本部会議に出席させることができる。

(事務局の設置等)

第 1 1 条 対策本部の下に事務局を置く。

2 事務局は、事務局長及び事務局員をもって構成する。

3 事務局長は、総務部長をもって充てるものとし、事務局の事務を掌理する。

4 事務局員は、総務課長、会計課長、地方調整課長、調達計画課長、報道官、地方協力確保室長及び所長並びに当該課長等が指定する職員をもって充てるものとする。

5 事務局は、次の事務を所掌する。

(1) 対策本部の運営等に関すること。

(2) 本部会議の開催に関すること。

(3) 対策本部と事務所対策本部との連絡調整等に関すること。

(4) 情報の収集及び整理、局内における伝達等に関すること。

(5) 事務所対策本部への要員の派遣にかかる調整に関すること。

(6) 報道機関への対応に係る調整等に関すること。

(7) その他事務所対策本部の支援に関すること。

6 事務局の庶務は、総務課において処理する。

（要員の派遣）

第 1 2 条 本部長は、本部会議の協議を受け、航空事故の円滑な処理を行うために、事務所対策本部へ本局の職員を派遣するものとする。

（関係部課等の協力）

第 1 3 条 関係部課等は、対策本部又は事務所対策本部から要請があったときは、これに協力するものとする。

（平素の準備）

第 1 4 条 契約履行中の航空機等について試験飛行等が行われる場合、所長は、第 1 0 条第 3 項に規定する本部会議の構成員のうち、平素からの情報共有が必要な者へ次の事項を通知するものとする。

（ 1 ）試験飛行等の計画又は予定に関する情報については、事前に通知する。

（ 2 ）試験飛行等が実施される場合は、飛行開始から飛行終了までの間、逐次必要な情報を通知する。

2 所長は、航空事故を想定した訓練について、第 1 1 条

に規定する事務局と密接な連携を図るものとする。

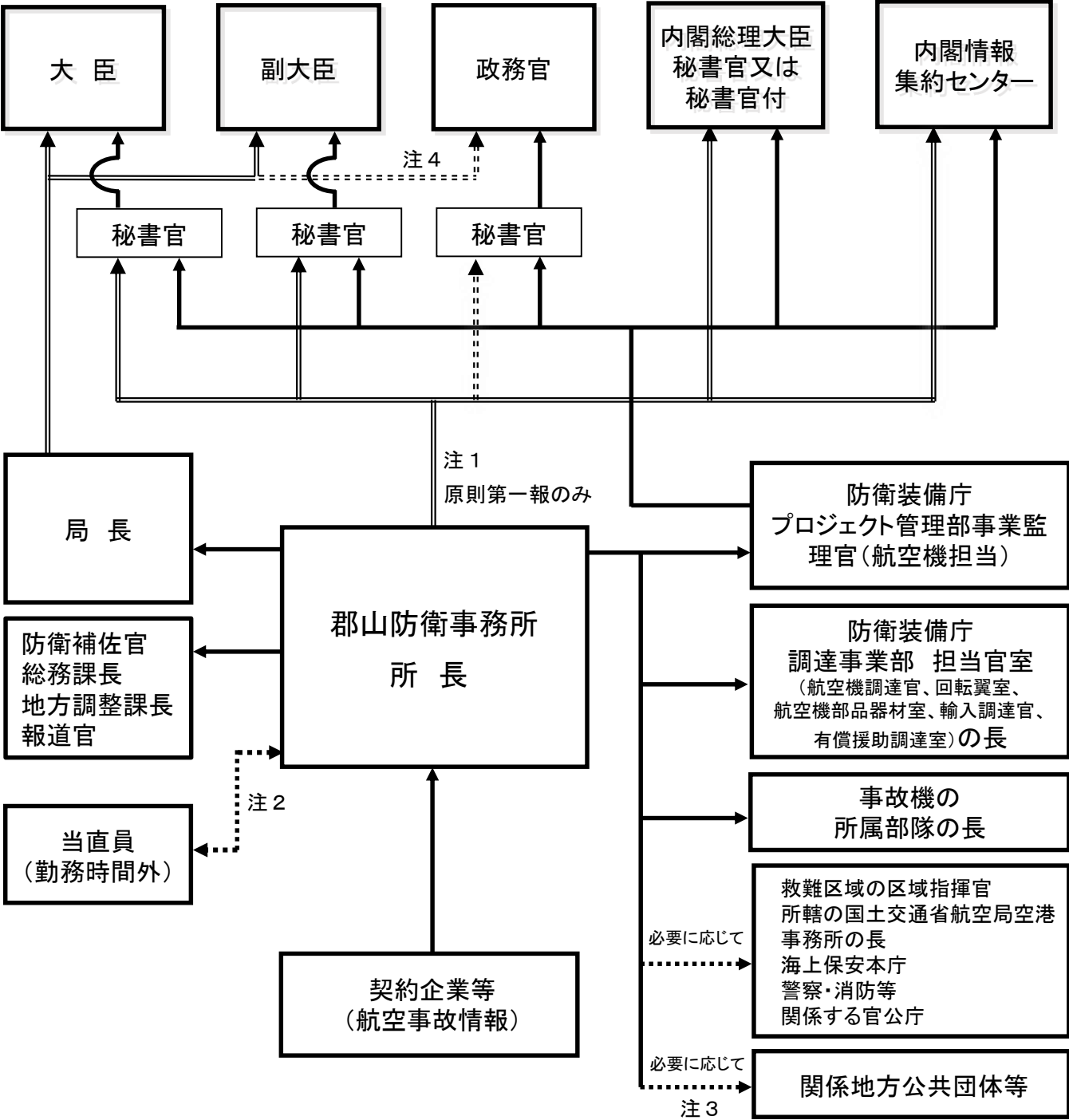
（実施事項）

第 1 5 条 この規則に定めるもののほか、航空事故の対処について必要な事項は、所長が定めるものとする。

附 則

この達は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

航空事故発生時の速報要領



注 1： 二重線は、原則として第一報のみ実施し、第二報以降は防衛装備庁プロジェクト管理部事業監理官 (航空機担当)を通じて実施する。

注 2： 勤務時間外の場合は、所長等の指示を受けて、当直員等で速報を実施する。

注 3： 関係各課等は、地元自治体等への通報について所長から支援依頼があったときは協力する。

注 4： 局長は、防衛大臣が東京を離れる場合に代理で対応できる防衛大臣政務官が指定されているときは、防衛大臣政務官にも速報する。

航空事故等が生起した場合の官邸・省内・関係省庁等への
速報内容テンプレート

件名：【事故速報第〇報】〇〇（事案）について

1. 発生日時：令和〇年〇月〇日（曜） 〇〇：〇〇頃
2. 発生場所：〇〇県〇〇市近辺
3. 契約企業等：(株)〇〇〇〇
4. 装備品等：航空機（〇〇自衛隊 〇〇－〇号機）
5. 事案概要：防衛装備庁が契約履行中（機体定期修理）の航空機において、試験飛行中に機体の一部（尾翼）が〇〇県〇〇市近辺に落下したもの。
6. 死傷、損害の程度：確認中
7. 部外への被害、影響等：確認中
8. 事案に対する措置：確認中
9. 関係地方公共団体等への通知：確認中
10. ピンナップ：確認中

送信者：東北防衛局郡山防衛事務所 氏名、電話番号

※留意事項

速報は、電話、FAX、メール等各種の手段から、事案の内容に応じ、迅速性、効率性、確実性、秘匿性等を十分考慮し、適切な手段を用いて行うものとする。ただし、局長から防衛大臣、防衛副大臣及び防衛大臣政務官に対して行う速報は原則として電話により行うものとする。